



篠議第342号
平成28年10月5日

篠山市監査委員 畑 利清 様
篠山市監査委員 河南克典 様

篠山市議會議長 渡辺 拓道

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

のことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

記

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 議会事務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告書（議会事務局） |
| 3 監査結果提出日 | 平成28年2月29日（篠監公表第2号） |
| 4 措 置 状 況 | 別紙のとおり |

議会事務局 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告
(篠監公表第2号 平成28年2月29日)

1 議会における情報提供について

定期監査結果報告書 3ページ

監査意見	<p>本市議会では平成23年度に篠山市議会基本条例が制定され議会が担うべき役割や必要な議会運営の基本が定められている。その中で、市民に開かれた身近で信頼される議会を目指すことがうたわれ、市議会だよりもよりインターネットを利用した議会定例会の配信や会議録検索システム等さまざまな手段で情報の提供に取り組まれている。</p> <p>しかしながら、議場の放送設備や映像設備については平成4年あるいは平成14年に整備されたもので経年劣化のため設備の更新が課題とされている。については、新設備構築の検討にあたつては、費用対効果など十分に検討し計画的に進められたい。</p>
講じた措置	<p>議場については、近年全国的にもICT化が進み、先進地では電子投票の導入やモニターの設置などが進んでいる。本市でも、議案書など本会議資料のタブレット端末内での配付や議場内におけるWi-Fi化など、ICT化を随時推進しているところである。さらに、本年6月には議会改革調査特別委員会を設け、議会改革に関する調査研究をスタートさせた。</p> <p>議場の放送設備や映像設備については、経年劣化により老朽化が進んでいる状況であり、議員協議会室や委員会室を含めた設備更新は当面の大きな課題である。このため、同特別委員会や議会運営委員会での議論も踏まえ、市民に開かれた身近で信頼される議会として必要な設備を検討し、計画的な設備更新を進めて行く。</p>